

単 価 契 約 書

- 1 契約事項
看護服等賃貸借業務
- 2 履行場所
京都府立医科大学及び附属病院
- 3 契約期間
令和4年12月1日から令和9年11月30日まで
- 4 契約単価
別表のとおり
- 5 予定貸借数
別表のとおり
- 6 契約保証金
免除

上記の「契約事項」について「京都府公立大学法人」を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次の条項によって賃貸借
契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の契約単価をもって、頭書の契約期間内において契約事項を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(下請等)

第3条 乙は、この契約履行について、第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、この契約履行に際し特許権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(事情変更による契約単価等の変更)

第5条 契約期間内に予期することができない事情変更が生じ、そのため契約単価等が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲乙協議して契約単価等の変更をすることができる。

(履行期限の延期)

第6条 乙は、契約履行に際し、天災その他不可抗力による等、その責めに帰することができない理由又は正当な理由により履行期限内に履行できないときは、遅滞なく甲にその理由を届け出て期限の延長を求めることができる。ただし、その延期日数は、甲乙協議して定める。

(規格及び仕様)

第7条 賃貸借物の規格及び仕様は、別紙仕様書のとおりとする。

(洗濯及び検査引き渡し)

第8条 乙は、別紙仕様書に定める日に賃貸借物の交換を行うものとする。

- 2 乙は、交換するに当たっては清潔な看護服と交換し、破損のあるものにあつてはこれを補修して納入しなければならない。
- 3 乙は、契約期間中、別紙仕様書により目的物を納入し、甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に検査を行うものとする。
- 5 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。
- 7 目的物の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(危険負担)

第9条 この契約履行に際し発生する一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、着用者の故意または重大な過失による亡失または破損にあつては、直接、当該着用者に弁償を行わせるものとする。
- 3 前項の弁償額は、償却を考慮して算定するものとする。

(代金の支払)

第10条 乙は、毎月月末現在における貸与対象者数に別表の単価を乗じて得た金額(円未満切り捨て)を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に請求金額を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に請求金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(検査の遅延)

第11条 甲が第8条第4項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により第8条の指定期限までに合格品を完納で

きないときは、指定期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第10条第4項の規定を準用する。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくして甲又は甲の指定する職員の指揮監督に従わないとき。

(4) 第8条第4項による検査結果が不相当なとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、頭書の予定貸借枚数が3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対しこのことを通知しなければならない。この場合、乙は甲の了解を得てこの契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第13条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等）

第13条の3 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき代金が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

（違約金）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第13条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第13条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償の予定）

- 第15条 乙は、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定賃借枚数に契約単価を乗じて得た金額の合計額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、審決その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第15条の2 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能（以下本条において「履行不能等」という。）となったと

きは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、履行不能等となったときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（相殺予約）

第15条の3 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（関係法令の遵守）

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 住 所 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

氏 名 京都府公立大学法人 理事長 金 田 章 裕

乙 住 所

氏 名

Ⓜ